

令和3年度
第2回いわき市地域自立支援協議会
資料

いわき市保健福祉部
障がい福祉課

目 次

【報告事項】

- I いわき市障がい者計画等の実施状況について
 - 1 第4次いわき市障がい者計画（後期）の実施状況 P 2
 - 2 第5期いわき市障害福祉計画の成果目標に係る実績等 P 4
 - 3 第1期いわき市障害児福祉計画の成果目標に係る実績等 P 9

【別冊1】第4次いわき市障がい者計画事業実施状況 【別冊2】第5期いわき市障害福祉計画の実施状況 第1期いわき市障害児福祉計画の実施状況
--

- II 障害者差別解消法に係る対応状況について
 - 1 令和2年度障害者差別解消法に係る対応事案の報告 P 11
 - 2 障害者差別解消法に係る国の動向 P 13
 - 3 国の動向を踏まえた本市の対応（案） P 13
- III 新型コロナウイルス感染症への対応状況について（ワクチン接種関連） . . P 18

【協議事項】

- I 障がい者虐待防止に向けた取組みについて
 - 1 本市の障がい者虐待に係る通報件数等の推移 P 20
 - 2 障がい者虐待防止に向けた取組み（案） P 22

【別冊3】障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き 【別冊4】いわき市障がい者虐待防止・対応マニュアル

報告事項

I いわき市障がい者計画等の実施状況について

1 第4次いわき市障がい者計画（後期）の実施状況

『第4次いわき市障がい者計画』は、平成26年度から平成32年度（令和2年度）までの7年間であり、平成26年度から平成29年度までの4年間の前期、平成30年度から平成32年度（令和2年度）までの3年間の後期とし、国の「市町村障害者計画策定指針」及び第4次計画の策定時以降の障害者施策等を勘案し、平成30年2月に「第4次いわき市障がい者計画（後期）」として改定しました。

なお、『第4次いわき市障がい者計画（後期）』において位置づけた各事業の実施状況（令和2年度末時点）については、次の表のとおりとなっています。（詳細については別冊のとおり）

【施策分野別事業の実施状況】

項目	施策分野		達成度(※)					合計
			A	B	C	D	E	
I	啓発・広報	事業数	13	14	10	2	3	42
		割合(%)	31.0	33.3	23.8	4.8	7.1	100.0
II	生活支援	事業数	27	21	14	5	1	68
		割合(%)	39.7	30.9	20.6	7.3	1.5	100.0
III	保健・医療	事業数	22	9	6	1	2	40
		割合(%)	55.0	22.5	15.0	2.5	5.0	100.0
IV	生活環境	事業数	10	14	5	0	0	29
		割合(%)	34.5	48.3	17.2	—	—	100.0
V	教育・育成	事業数	14	9	4	1	2	30
		割合(%)	46.7	30.0	13.3	3.3	6.7	100.0
VI	雇用・就業	事業数	11	3	0	0	0	14
		割合(%)	78.6	21.4	—	—	—	100.0
合計			97	70	39	9	8	223

※ A：達成している B：概ね達成している C：一定程度達成している D：あまり達成できていない E：達成できていない

令和2年度は、計画の最終年度となり、すべての施策分野で一定程度達成されました。しかし、雇用・就業及び生活環境分野以外の分野で、「D：あまり達成できていない」又は「E：達成できていない」の実施事業がありました。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止による事業中止や事業縮小により、達成度が低くなったのが主な要因です。

また、前年度と比較し、新型コロナウイルス関連が原因で達成状況が低くなった事業の状況は6分野中4分野で、次のとおりとなりました。

施策分野	事業数 (A)	達成度が低くな った事業数 (B)	割合 (B/A)
啓発・広報	42	12	28.6%
生活支援	68	11	16.2%
保健・医療	40	7	17.5%
教育・育成	30	4	13.3%

特に啓発・広報分野では、障がいを理解するための福祉教育の推進の達成状況が低くなりました。これは、講習会や市民講座の開催など対外的に行う事業が多数を占めており、新型コロナ感染拡大防止により事業を中止したことなどが要因です。それ以外の分野においても、同様の傾向で、イベントや研修会など、多数の参加者を募る事業について達成状況が低くなりました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、障がい者施策を十分推進出来なかった分野がありましたが、本年度策定した「第5次いわき市障がい者計画」でも、6つの施策分野を継承しており、PDCAサイクルにより、事業の実施状況の評価・点検を行い、障がい者施策の推進を引き続き行っていきます。

2 第5期いわき市障害福祉計画の成果目標に係る実績等

(1) 成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある方のうち、今後自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数を見込み、令和2年度末における地域生活への移行者数の目標値を定めます。

国の基本指針	
①施設入所者の地域生活への移行	⇒令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数（320人）の9%以上を地域生活に移行
②施設入所者数の削減	⇒令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者数（320人）の2%以上を削減

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績

項目	第4期計画				第5期計画				
	基準値	目標値	実績	達成率	基準値	目標値	H30	R1	実績
施設入所者数	328人 (H25年度末)	315人	320人 (H28年度末)	—	320人 (H28年度末)	313人 (R2年度末)	321人 (H30年度末)	307人 (R1年度末)	305人 (R2年度末)
地域生活移行者数①	—	40人	14人 (H28年度末)	35.0% (H28年度末)	—	29人	1人	1人	1人
削減見込②	—	13人	8人 (H28年度末)	61.5% (H28年度末)	—	7人	+8人	6人	8人

●令和2年度（第5期3年目）における実績及び第5期計画の総括

地域生活移行者数は1名と目標値を大きく下回った（達成率3.4%）ものの、施設入所者数の削減については目標値を達成した（達成率114.2%）。

【総括】

施設入所者数は計画期間中減少したが、地域移行者数については、計画期間中で3名と目標値を達成出来た年度がなかった。地域移行支援部会で、平成30年度に地域移行に対する理解・啓発のための講演会等を実施や、施設訪問し、地域移行への問題点などのヒアリングを行い、地域移行に向けた活動等を行うことが出来た。

●第6期計画の考え方と成果目標

国の考え方に基づき、地域生活への移行を進める観点から成果目標を設定する。

①地域移行者数

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数(307人)の6%以上を地域生活に移行
目標：307人×6%≒19人

②削減見込

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数(307人)の1.6%以上を削減
目標：307人×1.6%≒5人

(2) 成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、令和2年度末までに、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置します。

国の基本指針	
①協議の場の設置	⇒令和2年度末までに、市町村ごとに協議会やその専門部会など保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績

項目	第4期計画			第5期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	H30	R1	実績
協議の場の設置	—	—	—	設置	未設置	設置	設置

※第4期計画においては、設定なし。

●令和2年度（第5期3年目）における実績及び第5期計画の総括

市地域自立支援協議会の下部組織である地域移行支援部会を、協議の場として位置づけ、引き続き、協議を行った。精神科病院向けの研修を企画するも、新型コロナウイルス感染症により医療機関との調整がつかず、実施出来なかった。

【総括】

平成30年度に地域移行支援部会にて協議の場の設置のための準備を行い、令和元年度に、地域移行支援部会を協議の場として位置づけ、成果目標を達成し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議を行うことが出来た。

●第6期計画の考え方と成果目標

国の考え方に基づく、成果目標は都道府県のみを設定となっているが、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしが出来るよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、活動指標として次の指標を設定する。

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

指標：3回

②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数

指標：12人

③協議の場における目標設定及び評価の実施回数

指標：1回

(3) 成果目標3 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行の促進、重度障がいにも対応することができる専門的人材の育成・確保、緊急時における受入れ体制の整備等を図るため、令和2年度末までに、地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制）を整備する目標値を定めます。

国の基本指針	
①拠点等の整備	⇒令和2年度までに地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績

項目	第4期計画			第5期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	H30	R1	実績
整備箇所数	1箇所以上	0箇所	—	1箇所以上	0箇所	0箇所	1箇所

●令和2年度（第5期3年目）における実績及び第5期計画の総括

平成30年度の協議内容を踏まえ、拠点整備手法としての「面的整備型」として、地域生活支援体制を整備した。

【整備内容】

- ・日中一時支援事業の委託可能事業所の拡大（新たな委託事業所数：7か所）
- ・日中活動系（生活介護）事業所における緊急宿泊事業の開始（委託事業所数：4か所）
 - ・地域生活支援のためのコーディネーター配置（1名）

【総括】

平成30年度から整備に向けた地域資源の把握、及び課題に対する対応案の検討及び整備手法について検討を開始した。令和元年度においては、拠点整手法として「面的整備型」による事業構築を行い、令和2年度に地域生活支援体制の整備を行うなど、計画的に進めることが出来、成果目標を達成した。

●第6期計画の考え方と成果目標

国の考え方にに基づき、地域で安全・安心に生活出来るよう緊急時における迅速な対応や将来に向けた積極的な働きかけを図る地域生活支援体制を強化することから、「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」について成果目標を設定する。

①整備箇所数

目標：1箇所

②機能充実のための運用状況の検証・検討回数

目標：1回以上/年

(4) 成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がいのある方の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるため、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業所等（生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援）を通じて、令和2年度中に一般就労へ移行する者の人数等について目標値を定めます。

国の基本指針

①福祉施設から一般就労への移行

⇒令和2年度中に、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する者を、平成28年度実績（47人）の1.5倍以上へ

②就労移行支援利用者数の増加

⇒令和2年度末までに、就労移行支援事業の利用者を平成28年度末の実績（70人）から2割以上増加

③就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加

⇒令和2年度末までに、就労移行支援事業利用者の就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上へ

④就労定着支援による職場定着率の向上

⇒令和2年度末までに、就労定着支援事業による支援開始1年後の職場定着率を8割以上へ

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績（福祉施設から一般就労への移行）

項目	第4期計画			第5期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	H30	R1	実績
一般就労移行者	40人	47人 (H28年度末)	117.5% (H28年度末)	71人	30人	30人	26人

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績（就労移行支援利用者数の増加）

項目	第4期計画			第5期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	H30	R1	実績
就労移行支援利用者	72人	70人 (H28年度末)	97.2% (H28年度末)	84人	65人	67人	91人

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績（就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加）

項目	第4期計画			第5期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	H30	R1	実績
事業所数	4事業所	0事業所 [※] (H28年度末)	—	2事業所	2事業所	3事業所	3事業所

※平成27年度実績においては4事業所中2事業所で3割以上の移行率を達成。

●第4期計画実績及び第5期計画目標値・実績（就労定着支援による職場定着率の向上）

項目	第4期計画			第5期計画			
	目標値	実績	達成率	目標値	H30	R1	実績
職場定着率	—	—	—	80%以上	—	—	50%

※第4期計画においては、設定なし。

●令和2年度（第5期3年目）における実績及び第5期計画の総括

就労移行支援利用者数と就労移行率の高い事業所数は目標値を達成することが出来た（利用者数達成率：108.3%、事業所数達成率：150%）。一方、一般就労移行者数と就労定着支援による職場定着率は目標値を達成することが出来なかった。一般就労移行者数（達成率：36.6%）については、目標値には届かなかったが、就労移行部会などで関係機関との連携を図った。また、就労定着支援による職場定着率については、令和元年度からのサービス利用6名の対象者のうち3名の職場定着を確認した。

【総括】

成果目標のうち目標を達成したのは、就労移行支援利用者数の増加及び就労移行率の高い就労移行支援事業所の増加のみであるが、一般就労への移行については一定数の移行者を確認することが出来、就労定着支援による職場定着率の向上では、最終年度に実績を確認することが出来た。目標値を達成出来なかった項目や達成出来た項目についても、今後関係機関との連携を一層図っていく必要がある。

●第6期計画の考え方と成果目標

国の考え方に基づき、就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、令和5年度中に一般就労へ移行する者の人数及び就労定着支援事業利用者数等について成果目標を設定する。

①一般就労への移行

- 令和5年度中に就労移行支援事業の利用者のうち、一般就労へ移行した数を令和元年度実績(24人)の1.3倍以上

目標：24人×1.3倍≒32人・・・A

- 令和5年度中に就労継続支援A型の利用者のうち、一般就労へ移行した数を令和元年度実績(4人)の1.26倍以上

目標：4人×1.26倍≒6人・・・B

・令和5年度中に就労継続支援B型の利用者のうち、一般就労へ移行した数を令和元年度実績(2人)の1.23倍以上

目標：2人×1.23倍≒3人・・・C

・一般就労移行者数の合計目標値：41人・・・D (A+B+C)

②就労定着支援事業利用者数の増加

令和5年度中に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用 目標：41人(上記①D)×0.7≒29人

③就労定着支援事業の就労定着率の増加

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上

目標：3事業所

3 第1期いわき市障害児福祉計画の成果目標に係る実績等

(1) 成果目標1 障害児支援の提供体制の整備等

保健・医療・保育・教育・就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、令和2年度末における障害児支援の提供体制の整備等に関する目標値を定めます。

国の基本指針	
①児童発達支援センターの整備	⇒令和2年度末までに児童発達支援センターを各市町村に1カ所以上設置
②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	⇒令和2年度末までに各市町村において保育所等訪問支援を利用出来る体制構築
③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の整備	⇒令和2年度末までに各市町村に1カ所以上設置
④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	⇒平成30年度末までに、医療的ケア児支援について、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を各市町村に設置

●第1期計画目標値・実績

項目	実績	第1期計画			実績
	平成29年	目標値	H30	R1	
①児童発達支援センター（整備箇所数）	1箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
②保育所等訪問支援事業所（整備箇所数）	2箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
③児童発達支援事業所（整備箇所数）	1箇所	2箇所	2箇所	3箇所	2箇所
③放課後等デイサービス事業所（整備箇所数）	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
④関係機関の協議の場	設置	設置	設置	設置	設置

※各年度末の状況

●令和2年度（第1期3年目）における実績及び第1期計画の総括

昨年に引き続き、児童・療育支援部会内の医療的ケアを伴う障がい児の在宅生活支援プロジェクトチームにおいて、入院から在宅に向けての医療と福祉の連携し、情報共有を図った。

【総括】

①～③の整備箇所数については、平成30年度に児童発達支援センターが2箇所、保育所等訪問支援事業所が1箇所整備され、全ての目標値が初年度の平成30年度に達成された。

関係機関の協議の場については、在宅生活支援プロジェクトチームにおいて、継続的に協議を行った。

●第2期計画の考え方と成果目標

国の考え方に基づき、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図るため、令和5年度末における障害児支援の提供体制に関する目標値を設定する。

①整備箇所数（第1期計画にて目標値を達成していることから、現行計画においても同数を設定）

- ・児童発達支援センター 目標：3箇所
- ・保育所等訪問支援事業所 目標：3箇所
- ・児童発達支援事業所/放課後等デイサービス事業所 目標：2箇所

②関係機関との協議の場

目標：設置（設置済みであることから、協議を継続していく）

③コーディネーターの配置

目標：3人

II 障害者差別解消法に係る対応について

1 令和2年度障害者差別解消法に係る対応事案の報告

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

障害者差別解消法は、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら共有する社会の実現につながることを目的に平成28年4月1日に施行された。

同法では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めている。

本市では、本法の制定を受け、本市職員対応要領を策定しており、対応要領において、本法に係る本市市内の対応事案について集約し、市地域自立支援協議会へ報告するとしていることから、今般、令和2年度の対応事案について報告するものである。

(2) 障がいを理由とする差別を解消するための措置

区分	内容
不当な差別的取扱いの禁止	障がい者に対しては、正当な理由なく、障がいを理由として、財やサービス等の各種機会の提供を拒否する又は提供にあたって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利利益の侵害を禁止すること。
合理的配慮の提供	障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(3) 本市における障害者差別解消法の周知に係る取り組み

障がい者作品展において、障害者差別解消法に係るリーフレットを配布した。

(4) 令和2年度の本市市内における障害者差別解消法に係る対応事案の集約結果

区分	内容
集約方法	令和2年度の本市市内における不当な差別的取扱い及び合理的配慮に関する相談及び対応事例について、各部等（行政委員会を含む）に対し照会を行った。
集約結果	① 差別的取扱い：なし ② 合理的配慮の提供：4事例 ※ 詳細については12頁のとおり。

令和2年度障害者差別解消法に係る対応事案の集約結果

① 差別的取扱い

区分	課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
1	該当なし					

② 合理的配慮の提供

区分	課等名	事例の内容	対象	性別	年代	障がい種別
1	総合政策部広報広聴課	聴覚障がい者に配慮し、記者会見や市長メッセージを動画で公開する際には、手話通訳を付けている。	不特定多数	—	—	身体障がい
2	市民協働部いわき震災伝承みらい館	車いす利用者が来館した際に、通路が広くなるよう荷物等を移動した。	個人	男性	不明	身体障がい
3	市民協働部男女共同参画センター	「男女共同参画の日」等の大きな会場での講演会では、聴覚障がい者が参加しやすくするため、手話通訳者を配置し、前の席を確保している。	不特定多数	—	—	身体障がい
4	水道局総務課	会計年度任用職員として障がいを者を公募した際、「感覚過敏（音、光、対人）があるが応募を検討したいため、職場環境について教えて欲しい」との相談があったため、実際の勤務場所を案内しながら職務に関する説明を行った。	個人	女性	40代	発達障がい

2 障害者差別解消法に係る国の動向

(1) 障害者差別解消法の一部改正（令和3年5月）

区分	内容
改正の経緯	障害者差別解消法附則第7条において、施行（平成28年4月）後3年を経過した場合に所要の見直しを行うことが規定されていることから、内閣府が設置する障害者政策委員会における議論を踏まえ、改正したもの。
改正の概要	① 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 ② 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 ③ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
施行期日	公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

※ 経緯及び概要の詳細については14頁、障害者差別解消法の新旧対照条文については15～16頁のとおり。（第55回障害者政策委員会資料より抜粋）

(2) 障害者差別解消法の改正法の施行に向けたスケジュール

基本方針の改定に向けて1年間程度議論し、令和4年夏頃に基本方針を改定することとしている。

※ スケジュールの詳細については17頁のとおり。（第55回障害者政策委員会資料より抜粋）

3 国の動向を踏まえた本市の対応（案）

区分	対応（案）
市職員への対応	① 令和4年夏頃に予定されている国の基本方針改定を踏まえ、本市職員対応要領の改定について検討する。 ② 上記1-(3)の施行期日を踏まえ、遅くとも令和6年6月3日までに本市職員対応要領を改定・施行する。
事業者への対応	① 国の基本方針又は各府省の対応指針等が示されたときは、速やかに市から事業者へ情報提供する。 ② 市が事業者における体制整備の状況を把握し、必要に応じて助言等を行う。
その他	市ホームページ、広報いわき、地域会議、市役所出前講座、民生児童委員協議会など、様々な機会を捉えて障がいへの理解を促進する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日:公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことを求めている。

(※現行法においては、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注:「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照条文

○ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正法	現行
<p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に 関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、 適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力し なければならない。</p>	<p>（国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第三条（略） （新設）</p>
<p>第六条（略）</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基 本的な方向</p> <p>二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するため の措置に関する基本的な事項</p> <p>三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措 置に関する基本的な事項</p> <p>四 国及び地方公共団体による障害を理由とする差別を解消する ための支援措置の実施に関する基本的な事項</p> <p>五 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関 する重要事項</p> <p>3 6（略）</p>	<p>第六条（略）</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基 本的な方向</p> <p>二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するため の措置に関する基本的な事項</p> <p>三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措 置に関する基本的な事項 （新設）</p> <p>四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関 する重要事項</p> <p>3 6（略）</p>
<p>第八条（略）</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障 害を受けることとなる差別の禁止</p>	<p>第八条（略）</p> <p>2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障 害を受けることとなる差別の禁止</p>

壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 (略)

2 | 地方公共団体は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、地域における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うよう努めるものとする。

壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

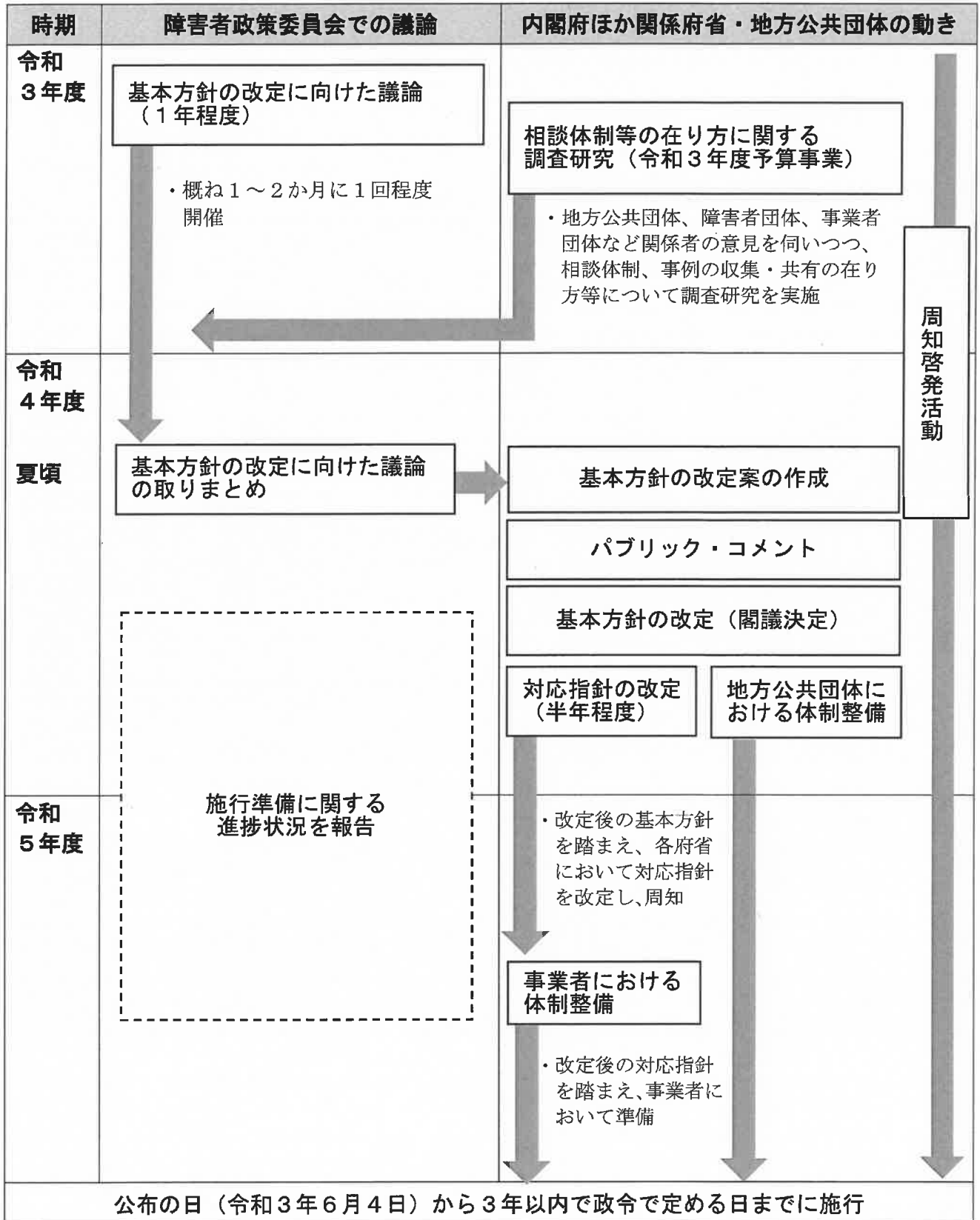
(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 (略)

(新設)

(新設)

障害者差別解消法改正法の施行に向けたスケジュール（イメージ）



周知啓発活動

Ⅲ 新型コロナウイルス感染症への対応について（ワクチン接種関連）

1 概況

- ・ 本市においては、今年度にかけて、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、国が示した優先順位を踏まえ、障がい者及び障害福祉サービス事業所職員へのワクチンの優先接種を進めてきた。
- ・ ワクチンの接種にあたっては、障害者福祉団体や障害者福祉施設のご意見を伺うとともに、関係機関のご協力をいただきながら、障がい特性に応じた合理的配慮に意を用いたワクチン接種の提供体制の構築に努めてきた。

2 取り組み内容

(1) 周知

時期	内容
5月21日	障がいサービス事業所、地域福祉ネットワークいわきに対し、ワクチン接種勧奨依頼の送付
5月24日	民生委員に対し、ワクチン未接種者へのワクチン接種勧奨依頼の送付
6月8日から	視覚障害者へのワクチン接種券と併せた点字文書の送付

(2) 接種

時期	内容
6月下旬から	障害者支援施設入所者等への施設内での優先接種の実施
6月下旬から	基礎疾患を有する方(療育手帳、精神障害者福祉手帳、身体障害者手帳(心臓・呼吸器・腎臓・肝臓疾患)の所持者)への優先接種の実施
6月下旬から	障害福祉サービス事業所職員への優先接種の実施
9月下旬～ 11月初旬	障がい特性により一般の接種会場では接種が困難な障がい者への専門医療機関での接種(福島整肢療護園、いわき病院)
10月中旬～ 11月初旬	障がい特性により一般の接種会場では接種が困難な障がい者への特設会場の設置(平体育館)

(3) 相談窓口

時期	内容
11月15日～ 当面の間	個人での解決が困難な理由等によって未接種の市民を対象とした相談窓口の開設

3 今後の取り組み

今後予定されている3回目の接種等についても、障がい特性に応じた合理的配慮に意を用い実施していく。

協議事項

I 障がい者虐待防止に向けた取組みについて

市内の事業所において、利用者に対する身体的虐待により、本年11月1日付で新規受入停止3か月の行政処分を受けた事例が生じた。

昨年度は、施設従業者による虐待に関する通報件数がH28年度以降最多となり、今年度もすでに3件の通報があったことから、障がい者虐待の防止に向けた取組みについて協議するもの。

1 本市の障がい者虐待に係る通報件数等の推移

(単位：件)

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	計
養護者による虐待(A)	4	4	5	1	4	2	20
うち虐待として認定(a)	3	0	2	0	0	0	5
施設従事者による虐待(B)	1	1	0	3	7	3	15
うち虐待として認定(b)	0	0	0	1	1	0	2
使用者による虐待(C)	0	0	0	0	0	0	0
うち虐待として認定(c)	0	0	0	0	0	0	0
計(A+B)	5	5	5	4	11	5	35
計(a+b)	3	0	2	1	1	0	7

※ 令和3年度は10月末現在

(1) 養護者による虐待

① 通報者内訳

(単位：件)

医療機関	相談支援専門員	事業所職員	警察	本人	計
1	14	1	3	1	20

② 虐待認定に至った被虐待者の状況等

障がい種別	虐待種別	虐待者の続柄	概況及び対応
知的	経済	両親	グループホーム入居中の障がい者の年金振込口座を養護者が管理し、搾取したもの。年金振込先を変更し、社会福祉協議会のあんしんサポート事業を利用した。
知的	経済	兄	在宅生活中の障がい者の年金振込口座を養護者が管理し、搾取したもの。年金振込先を変更し、社会福祉協議会のあんしんサポート事業を利用した。
身体	経済	子	長期入院中の障がい者の年金振込口座を養護者が管理し、搾取したもの。年金振込先の変更及び金銭管理のため、成年後見制度を利用した。
知的	身体	知人	在宅生活中の障がい者に対し養護者が暴力を振るったもの。障害福祉サービスの利用の増及び養護者への助言等により、生活環境を整えた。
知的	身体	父	在宅生活中の障がい者に対し養護者が暴力を振るったもの。適切な服薬管理に係る医療機関との連携及び養護者への助言等により、生活環境を整えた。

(2) 施設従業者による虐待

① 通報者内訳

(単位：件)

家族	相談支援専門員	自事業所職員	他事業所職員	計
5	1	3	6	15

② 虐待認定に至った被虐待者の状況等

障がい種別	虐待種別	概況及び対応
身体	身体 心理	障害者支援施設において、従業者から入所者に対する暴言、暴力があったもの。被虐待者の安全が確保されていること及び被虐待者の意向を確認の上、同施設の利用を継続している。
知的	身体	就労継続支援B型事業所において、従業者から利用者に対する暴力があったもの。被虐待者の安全が確保されていること及び被虐待者の意向を確認の上、同事業所の利用を継続している。また、身体的虐待の程度が悪質であると判断し、新規受入停止3か月の行政処分を決定した。

2 障がい者虐待防止に向けた取組み（案）

区分	現在の取組み	課題等	今後の取組み(案)
予防	施設従業者向け研修の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・出席率の向上 ・未出席者への啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン研修の継続 ・国が作成する手引き(別冊3)を定期的に通知 ・訪問等による啓発
	市民向けの虐待防止パンフレットの作成、配布 民生委員に対する講義又は障がい当事者に対する啓発の実施	権利侵害や虐待の防止に係る認識の更なる定着	より分かりやすいパンフレットの作成及び説明の実施
窓口	障がい者虐待防止センター(地区保健福祉センターが兼務)、権利擁護・成年後見センター、基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センターの設置	市民の認知度の向上	市ホームページ、広報いわき、地域会議、市役所出前講座、民生児童委員協議会など、様々な機会を捉えた各窓口の再周知
市の対応	「いわき市障がい者虐待防止・対応マニュアル」(別冊4)に基づく対応	高齢者又は児童に関する虐待防止マニュアルとの整合性	基本的な対応及び様式の統一
	不適切な対応があった養護者や事業所に対する助言・指導の実施	生活課題の多様化・複雑化による対応困難な事例の増	<ul style="list-style-type: none"> ・市と事業者間での情報共有の場として地域会議及び事業所連絡会を活用 ・特に困難な事例について、地域自立支援協議会における検討の実施
事業者の対応	国の省令改正に伴う次の対応の義務化 ① 利用者の虐待防止等のための責任者及び委員会の設置 ② 従業者に対する研修の実施等 ※ 令和4年3月31日までは努力規定とし、同年4月1日より義務化	<ul style="list-style-type: none"> ・権利侵害や虐待の防止に係る認識の更なる定着 ・義務化に向けた事業者における対応の確実な実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記①及び②の実施に係る運営規程の変更 ・市への運営規程の変更の届出 ・左記①に係る利用者への周知 ・義務化に向けた対応に関する相談・支援の実施(障がい福祉課)